

# 「平泉「浄土」体感文化観光プログラム造成業務」企画提案募集に係る質問と回答

2026.6.16 岩手県文化スポーツ部文化振興課

No	資料名	該当頁	該当項目	質問内容	回 答
1	業務仕様書	2	5 本業務の内容 (1) 実施内容 ア 周遊プログラムの開発	開発したプログラムは、地域が将来にわたって活用できるものとするところとあるが、開発するプログラムに継続のための費用が発生した場合、その経費の負担はどこが担うのか。	<p>本事業においては、周遊プログラム及びガイドシナリオ等について、地域等において活用ができる状態まで完成させることを委託内容としています。</p> <p>具体的には、周遊プログラムは、個人旅行者及び地域の団体や事業者等が活用できるよう、利用ツール（マップ等）の作成やDMOのホームページに掲載するまでを事業内容としています。また、完成したガイドシナリオ等については、県において地域のガイド団体等に提供し活用してもらう想定としています。</p> <p>なお、委託事業終了後の活用時に経費が発生する場合は、活用する個人・団体・事業者等において経費を負担することを想定しています。</p>
2	業務仕様書	2	5 本業務の内容 (1) 実施内容 ア 周遊プログラムの開発	最低でも2つのプログラムを開発することとありますが、①および②では全く異なる訪問スポットや独立した行程（ルート）を、それぞれ個別に構築することを求めているのか。	<p>①（平泉町内周遊）、②（ひらいずみ遺産等の広域周遊）で全く異なる訪問スポットや独立した行程（ルート）を、それぞれ個別に構築することは求めています。</p> <p>開発する各プログラムにおいては、「ひらいずみ遺産」の10資産のほか、価値づけした地域資源を組み合わせて、構築したストーリーに沿った滞在型の周遊プログラムを開発してください。</p>

No	資料名	該当頁	該当項目	質問内容	回答
3	業務仕様書	2	5 本業務の内容 (1) 実施内容 イ ガイドシナリオ等の作成	ガイドマニュアルとガイド教本とは具体的にどのようなものを指すのか。	<p>「ガイドマニュアル」については、ガイドシナリオ（案内の流れ・構成）に基づき、ガイドがどのように説明や案内、誘導等の対応をすべきかを具体的にまとめたマニュアルを想定しています。マニュアルを活用することで、誰が担当しても統一した内容で案内ができるようにすることを目的としています。</p> <p>「ガイド教本」については、地域のガイド団体や事業者が、ガイドにマニュアルを教えるためのテキストで、マニュアルをよく理解したうえで効果的な価値伝達が行え、来訪者の理解が深まるようなガイドが実践できるよう、周遊プログラムのテーマや構築したストーリーについて、ガイドに対して解説する内容やガイドマニュアルの目的や使用方法、留意事項等についてまとめたものを想定しています。</p>
4	業務仕様書	3	5 本業務の内容 (2) 業務実施に係る留意事項	本事業の推進に必要な地域関係者の特定・抽出は誰がおこなうのか。	県と委託事業者において協議しながら特定・抽出を行うことを想定しています。